

令和6年陸別町議会6月定例会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和6年6月4日 午前10時00分			議長	久保広幸
	閉会	令和6年6月4日 午前11時38分			議長	久保広幸
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す					
	1	濱田正志	○			
	2	三輪隼平	○			
	3	渡辺三義	○			
	4	工藤哲男	○			
	5	中村佳代子	○			
	6	谷 郁 司	○			
	8	久保広幸	○			
会議録署名議員	濱田正志		三輪隼平			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 請川義浩			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	本田 学	教 育 長	有田勝彦		
	監 査 委 員	村本和弘	農業委員会会長	佐藤直人		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	今村保広	会 計 管 理 者	庄野勝政		
	総務課長	丹崎秀幸	町民課長	遠藤克博		
	産業振興課長	菅原靖志	建設課長	清水光明		
	保健福祉センター次長	空井猛壽	国保関寛齋診療所事務長	(空井猛壽)		
	総務課参事	瀧澤 徹	総務課主幹	清水 遊		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 委 次 長	瀧澤 勇二				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農業委員会事務局長	本間 希				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第44号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
4	議案第45号	陸別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
5	議案第46号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
6	議案第47号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
7	議案第48号	陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
8	議案第49号	令和6年度陸別町一般会計補正予算（第2号）
9	議案第50号	令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（請川義浩君） 御起立願います。おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和6年陸別町議会6月定例会を開会します。

◎欠席・遅参・退席の報告

○議長（久保広幸君） 庄野会計管理者より途中退席する旨、報告がありました。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（久保広幸君） 町長から、行政報告の申出があります。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 5月9日、第3回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。書面のほか、口頭で2件、御報告申し上げます。

1件目は、特定健康診査の実施率であります。

令和4年度の特定健康診査の実施率が発表され、陸別町は71.0%となりました。こ

の実施率は、全国の町村の中で9位、全道では2位であり、このたび厚生労働大臣から、実績が特に高かった保険者として、陸別町へメッセージをいただきました。

これからも町民皆さんの生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組んでまいります。

2件目は、農作物の生育状況です。

令和6年5月31日現在の十勝農業改良普及センター東北部支所及び北海道糖業株式会社本別事業所調べによる農作物の生育について報告します。

今年の気象経過ですが、4月の気温は平年より高く、日照時間、降水量ともに平年並みとなりました。5月の気温、日照時間は平年並みとなり、降水量については若干少なくなっております。

次に、各農作物の状況ですが、牧草の萌芽期は平年より1日早い4月16日でした。5月31日現在の草丈は58センチと、平年の50センチに比べ生育は3日進んでいます。1番牧草の収穫は、6月中旬から始まる予定で、平年より若干早目の刈り始めとなり、平年並みの収量が見込まれます。

飼料用トウモロコシは播種作業が順調に進み、平年より6日早く播種を終えております。

てん菜については、作付面積が32.45ヘクタールで、うち直播は10.0ヘクタールとなっております。

直播の播種作業は、5月2日に開始、5月3日に終了しております。定植作業も前年同時期となる5月9日に開始、5月15日に終了し、直播・移植ともにおおむね平年並みとなっております。

なお、お手元にお配りしております事業、業務、工事等発注一覧表につきましては、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（久保広幸君） 次に、教育長から、教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 陸別町議会3月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告につきましては、書面のとおりであります。書面の中から1件、口頭で2件、報告いたします。

書面からは、5月13日に発生しました中学校部活バスの交通事故についてであります。

5月13日月曜日、午後6時20分頃、殖産トラリ西斗満線の部活バス運行中、トマムの新藤牧場手前で、路外逸脱の単独事故が発生しました。このことにつきましては、

事故当時に乗車していました生徒の皆さんをはじめ、保護者及び関係者の皆様に、多大な御迷惑をおかけしましたことに対して、深くおわび申し上げます。

事故当時は、3人の生徒が乗車しておりましたが、幸いにもけが等はありませんでした。その後は、保護者及び関係者の皆様の御協力により、無事帰宅しております。

事故の一報を受け、直ちに本田町長と私が各家庭を訪問し、生徒の状況確認と謝罪をしたところであります。生徒3人は翌日以降も通常どおり登校し、事故によるけが等がないことを確認しているところであります。

今回の事故は、キツネの飛び出しを避けたことにより、路外に逸脱したものでありますが、一つ間違えば、大惨事に至るところであったと痛感しております。今後は、このような事故が発生しないよう、スクールバスの運行管理側、委託会社と十分な安全管理体制の徹底を図ってまいります。

次に、口頭によります1件目は、令和6年5月1日現在の児童生徒数についてであります。

陸別小学校は、8学級で、普通学級が6学級、特別支援学級が2学級であり、児童数は68人であります。内訳は、1学年が6人です。2学年が10人です。3学年は13人で、うち特別支援学級在籍は1人です。4学年は16人で、うち特別支援学級在籍は1人です。5学年は6人で、特別支援学級在籍は1人です。6学年は17人です。

陸別中学校は、6学級で、普通学級が3学級、特別支援学級が3学級であり、生徒数は53人であります。内訳は、1学年が21人で、うち特別支援学級在籍は3人です。2学年は15人です。3学年は17人で、うち特別支援学級在籍は3人です。

以上が、児童生徒数であります。

2件目は、令和6年3月に卒業しました陸別中学校の卒業生の進路状況について報告いたします。

卒業生は17人であり、17人全員が高等学校等に進学であります。進学先の内訳につきましては、帯広市内が1人、帯広市以外の十勝管内が8人、北見市内が1人、管外が4人、通信制高等学校が3人であります。

以上が、進路状況であります。

今後も、円滑な教育活動が行われるよう進めてまいります。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（久保広幸君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日、午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（久保広幸君） これより、本日の開議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番濱田議員、2番三輪議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（久保広幸君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、5月31日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪委員長。

○2番（三輪隼平君）〔登壇〕 令和6年陸別町議会6月定例会の運営について、5月31日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、規約の変更について1件、条例の一部改正4件、補正予算2会計の合わせて7件であります。

議会関係では、一般質問5名、意見書案1件、発議案1件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容などを総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から6月6日までの3日間とし、6日を予備の日とすることに決定いたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては、一括して行うことにいたしました。

よって、議案第46号から第47号までの2件と議案第49号から議案第50号までの令和6年各会計補正予算については、提案理由の説明を一括して受けることといたしました。

なお、従前同様、質疑、討論、採決は各議案ごとに行うことにいたしましたので、御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から6月6日までの3日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月6日までの3日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第3 議案第44号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に ついて

○議長(久保広幸君) 日程第3 議案第44号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第44号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保広幸君) 遠藤町民課長。

○町民課長(遠藤克博君) 議案第44号について説明いたします。

議案説明書、資料ナンバー1-1をお開きください。新旧対照表です。

要点について説明させていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月1日をもって被保険者証の発行が終了し、マイナンバーカードと一体化されることに伴い、被保険者証などの用語を使用している北海道後期高齢者医療広域連合の規約を改める必要が生じています。

北海道後期高齢者医療広域連合の規約を変更するためには、地方自治法第291条の11の規定に基づき、構成市町村における議会の議決が必要となることから、議決を求めるものであります。

以上で、議案資料の説明といたしまして、議案書1ページに戻ります。

本文については、資料で説明したとおりでありますので、附則を読み上げます。

附則。1、この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上で、議案第44号の説明といたします。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） ただいまの説明によると、健康保険との一体化ということなのですけれども、全国的にこの問題に関しては、私もいろいろ言ってきたわけなのですけれども、マイナンバーの実際上交付されているというか、申請されているのは何%なのですか。

それと同時に、もしこれが未交付の人、いわゆるマイナンバーカードを持っていない人が、これを連結できない人はどういう対象でやるのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） マイナンバーカードの普及率ですけれども、陸別町において今年の4月末現在で73.4%であります。約4分の3ということになります。4分の1の方が持っていないということになりますけれども、マイナンバーカードをつくられていない方はどうなるのかということに関しては、資格証明書という保険証に代わるものを交付いたします。これは特に申請を不要として、持っていない方に対して資格証明書をお送りすると、病院等に受診する際には、資格証明書を病院に提示するということになります。

12月2日以降は新たな保険証、被保険者証は交付されないのですけれども、今、既にお持ちの方は、後期高齢者の方は令和7年7月31日まで、今、お持ちの被保険者証は使えるのですけれども、それは継続してお使いいただくということになります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第44号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第45号陸別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第4 議案第45号陸別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第45号陸別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてですが、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び地方公共団体情報システムの標準化に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） 議案第45号について説明いたします。

議案説明書、資料ナンバー2-1をお開きください。新旧対照表です。

改正の要点について説明させていただきます。

大きく分けて2点あります。

1点目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行です。これにより、本条例に引用している条文が削除され、新たに用語が提起されたため、改正が必要となりました。

2点目は、地方公共団体情報システムの標準化が今後進んでいくという点です。地方公共団体情報システムの標準化とは、これまで自治体ごとに情報システムを構築し、それぞれの自治体が維持管理や制度改正時のシステム改修等をしてきたものを、標準化対象業務について全国の自治体、全てが標準仕様に基づくシステムを利用することで、人的、財政的な負担の軽減や、新たな住民サービスを迅速に普及させることを目的とした取組です。

システム標準化の完了後以降は、個人番号利用事務の処理のための庁舎内連携が必要になることが見込まれるため、個人番号の利用範囲を増やす改正を行おうとするもので

あります。

以上で、議案資料の説明といたしまして、議案書2ページに戻ります。

本文については、資料で説明したとおりでありますので、附則を読み上げます。

議案書6ページを御覧ください。

附則。この条例は、公布の日から施行し、令和6年5月27日から適用する。

以上で、議案第45号の説明といたします。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） これは、マイナンバーによって個人の情報を行政、あるいは教育委員会で取得するものとなっていますけれども、具体的にどのような内容を知るために、マイナンバーを利用するのですか。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） 想定されるのが、陸別町に住民登録のない方の情報を確認したいときに、住民登録がないとほとんどの情報が分からないので、そういうことが標準化も実施された暁には、確認することができる。ちょっと雑駁ですけども、そういうことが一つ挙げられると思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今、町民課のほうでは、住民登録云々ということなのですが、教育委員会としては、これをどういうふうに連結するのか、何を情報として得るのか、その辺について。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） この条例改正は、システムが標準化された際の想定されるというか、可能性がある利用方法について規定をしようとしておりますので、具体的にこういうケースというのが、まだ未確定な部分があるのですけれども、今後、標準化等がスタートしていきり中で、そもそも国の法律で定められた範囲での利用にはなるのですけれども、その範囲の中で必要が生じたときに、速やかに対応できるような改正を行おうとしているものであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 近年、住民登録をしないで直接自治体に住んでいるという、そういう当町みたい少ない人口の中ではあり得ないけれども、都会みたいところに、例えば陸別の人が札幌へ行ったときに、そういう登録をしないとか、今回、陸別から行きましたよとかと、そういう連携的ないわゆる簡単に言えば、住民の所在をしっかりとするという形が、このマイナンバーによって明らかになるのかどうか。

ちょっとその辺が不明な点があるのですけれども、そういう追跡なんかと、それから教育関係においては、近年、当町にも不登校という形でされているのですけれども、マイナンバーによってほかの町村に、学校に行っているとか、そういう情報なんかを連結した形で、明らかになるのかどうかということははっきりしていないのですけれども、そういったものをきちっと見極めて、簡単に言えば不登校の場合は、実際分かればちゃんと対策をとるとかという、そういうものに利用されるのかなと思ったのですけれども、何かそのほうもはっきりしないみたいな形に、今、答弁もあったのですけれども、その辺についての対策とか何とか、今後、マイナンバーも結構町民の中に先ほど言った4分の1は不信感を持って、国では2兆円のマイナンバー設立に金をかけているのですけれども、100%にはならなかった理由なんかも相当掘り下げられているのですけれども、そういったものも含めた形で、もしマイナンバー持っていない方が今、私が言った面については追跡されるのかどうか、その辺について伺いたいと思うのですけれども、対策も含めて。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） まず住民登録に関してですけれども、陸別町内においても、陸別町で今住んでいるけれども、住民登録は町外にしているという方は実際いらっしゃいます。そういう方の情報に関しては、住民登録がないので、住民登録がある市町村といいますか、そちらでマイナンバーカード等を調べれば、それは確認することが今できるものと、これからしていくもの等があるのですけれども、まずは陸別においてもそういうような方がいらっしゃるということが一つと、あとマイナンバーカードの普及に関してですけれども、前年度では商品券等をつけたりですとか、力を入れていたのですけれども、今、それが一段落してはいるのですが、今後もマイナンバーカードの普及に関しては、国と連携した上で対策等、どうやったら交付率を上げるかということは、検討していく必要があるかなと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第45号陸別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第46号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

◎日程第6 議案第47号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例

○議長(久保広幸君) 日程第5 議案第46号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から、日程第6 議案第47号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例まで、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第46号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、フルタイム会計年度任用職員に対し、令和6年度から勤勉手当を支給することができる制度を創設するため、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第47号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、フルタイム会計年度任用職員に対し、令和6年度から勤勉手当を支給することができる制度を創設するため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保広幸君) 丹崎総務課長。

○総務課長(丹崎秀幸君) それでは、議案第46号及び議案第47号について説明いたします。

この2件の条例の一部改正は、地方自治法の定めにより、一定の条件を満たす会計年度任用職員に対して、勤勉手当が支給できることとなったことから、当町においても当該勤勉手当を支給するため、所要の改正を行おうとするものであります。

ではまず、議案第46号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は7ページとなります。

改正の1点目は、第2条第1項中に、勤勉手当を加えるものであります。

2点目の改正は、第13条第2項中、第24条を第23条に改めるものであります。こちらは指定先の誤りを修正するための文言整理となっております。

3点目として、第13条の2及び同条第2項に、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について規定しておりますが、期末手当と同様に任期の定めが6か月以上という条件を付しております。

次に、附則ですが、この条例による改正は、令和6年6月1日から適用としております。また、経過措置として適用日前における給与及び費用弁償は、従前の例によるとしております。

なお、会計年度任用職員の勤勉手当の支給金額等は、給与条例を準用することから、職員と同様の算出方法となります。参考までに給与条例について申し上げますと、基準日は、期末手当と同じく6月1日及び12月1日、支給割合は年間で2.05月分、6月・12月それぞれで1.025月分を支給するものであります。支給額は、基準日現在の給料月額に支給割合を乗じて得た額に、在職期間に応じた割合と勤務成績に基づく割合を乗じて得た額となります。

議案説明書資料ナンバーの3-1から3-2までは、新旧対照表となります。

表の右側が現行で、左側が改正案となります。下線部分が改正箇所となりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第46号の説明とさせていただき、続きまして議案第47号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案集は8ページ、議案説明書資料ナンバーは4になります。

こちら先ほどと同様に、フルタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、改正するものであります。

それでは、資料の新旧対照表を御覧ください。

下線部分であります。現行は会計年度任用職員を除く規定となっておりますが、改正案では、フルタイム会計年度任用職員を支給対象とするため、除外規定から外す内容となっております。その結果、フルタイム会計年度任用職員が育児休業中であっても、基準日以前6か月以内に勤務した期間がある場合は、職員と同様に勤勉手当を支給できるようになります。

適用日は令和6年6月1日から、適用日前における経過措置も、議案第46号と同様の定めとしております。

それでは、議案集の8ページにお戻りください。

改正の内容は、ただいま説明したとおりでありますので、条文及び附則の朗読は省略

いたします。

以上で、議案第46号及び議案第47号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第46号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） この件に関しては、勤勉手当が今まで当たらなかったのが当たるようになったということなのですが、実態的には会計年度職員は、今、何人ぐらいいるのですか。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 今回の勤勉手当の支給対象となるフルタイム会計年度任用職員については、4名を予定しております。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしの認め、これで終わります。

これから、議案第46号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第47号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） この件に関しても実態的にというか、職員の育児休業を取れる、これは男女問わないという感じなのですが、その辺についての実態は、女性でも男性でもいいですから、人数、今まで取得されたのがどのぐらいの人数なのか、報告願います。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 今現在、職員で育児休業中の者は3名おります。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今のお答えなのですけれども、これはいわゆる男女問わずというか、職員、今後の簡単に言えば、今の首相は異次元の子育て支援ということを含めて、実態的にきちっと取れるような、要望すれば当然取れると思うのですが、実態的に少しでも子育ての範囲を男性であっても、育児休業を取るというのが今の時代でございますので、今、3名ということですが、いわゆる男性の職員でも交互に取れるとか、簡単に言えば子育てをきちっとすることによって、将来の少子化を克服できるということが明らかになっていると思うので、この辺、今まで日本が異次元というわけで、今まで異次元でなかったのかなと思う面もあるので、当然、当町も少しでもそういう形でやれるように、促すような形をとってもらいたいと思うのですが、その辺どうですか。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 先ほど、総務課長から3名、現在育児休業中ということで説明させていただきましたが、当然、その中の1名は男性でございます、議員御承知のとおり、こちらとしましては男女何も差がなく、同じように制度を適用しておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第47号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第48号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第7 議案第48号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運

営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第48号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第48号の説明をさせていただきます。

本条例で定める基準等につきましては、省令で定める基準を参考に、地方自治体条例で定めることとされておりまして、基準とする内閣府令が今般改正施行されましたことから、同様の改正を行おうとするものであります。

それでは、新旧対照表を用いて説明させていただきたいと存じますので、議案説明書、資料ナンバー5-1をお開きください。

資料ナンバー5-1ですが、右欄が現行条例、左欄が今回改正しようとする内容であります。今回改正する四つの条につきまして、各条とも、第2項第3号では、保育所等における満3歳以上満4歳未満の園児、おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき1人以上に、第2項第4号につきましては4歳以上の園児、おおむね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね25人につき1人以上とするよう改めようとするものでございます。

なお、第29条につきましては小規模保育事業A型というもの、第31条につきましては小規模保育事業B型、第44条につきましては事業所内保育事業、第47条につきましては小規模事業所内保育事業に分類されるものでありまして、それぞれ認可を要する保育所について、職員の配置基準を規定する条文となっております。

第29条から第47条までの各事業分類に関しまして、いずれの事業形態も陸別町内には該当する事業場がないということを申し添えさせていただきたいと存じます。

それでは、議案書9ページにお戻りください。

附則であります。施行期日、この条例は公布の日から施行する。

経過措置、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和7年3月31日までの期間に限り、この条例による改正後の陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は適用しない。この場合において、この条例における改正前の陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第

29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行日以降においても、なおその効力を有するであります。

以上、雑駁でありますけれども、議案第48号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第48号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○議長（久保広幸君） 11時まで休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議案第49号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第2号）

◎日程第6 議案第50号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設
勘定特別会計補正予算（第2号）

○議長（久保広幸君） 日程第8 議案第49号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第2号）日程第9 議案第50号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）まで、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第49号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,421万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,855万8,000円とす

るものであります。

続きまして、議案第50号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ590万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億987万6,000円とするものであります。

以上、議案第49号から議案第50号まで、2件を一括提案いたします。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第49号及び議案第50号の説明を始めたいと思います。

議案書1ページを御覧ください。

議案第49号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

歳出から説明いたしますので、8ページをお開きください。

まず初めに、共通事項といたしまして、2節給料、3節職員手当等、4節共済費等、こちらの三つの節につきましては人事異動、共済費の率の変更、条例で可決いただきましたフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当等の加算、以上の理由でございまして、これらのものを一括して人事異動等に係るものとして説明させていただきますので、御承願います。

1款議会費、御覧いただきたいと思います。1項1目議会費、2節給料10万3,000円の減から4節共済費5,000円の増まで、いずれも人事異動等に係るものでございます。

9ページ、御覧ください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、2節給料16万2,000円の増、3節職員手当等14万6,000円の減、4節共済費70万8,000円の増、いずれも人事異動等によるものでございます。

続きまして、8節旅費21万5,000円の増は、赴任旅費1名分、職員研修旅費の分でございます。いずれも見込額の増でございます。18節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金15万4,000円、こちらのほうは定額減税対応に係る人事給与システムの改修分でございます。

続きまして、5目財産管理費24節積立金、合計368万6,000円となっております。内訳でございますが、ふるさと整備基金積立金80万9,000円、ふるさと納税18件分32万4,000円、それと株式会社りくべつの配当金48万5,000円、以上の合計になります。いきいき産業支援基金積立金1万1,000円、ふるさと納税1件分です。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金積立金1万1,000円、ふるさと納税1件分です。給食センター管理運営基金積立金4万円、ふるさと納税3件分。スポーツ振興基金積立金1万1,000円、ふるさと納税1件分。森林環境譲与税基金積立金280万4,000円、こちらは道の試算により確定によるものでございます。

12目銀河の森管理費、2節給料、4節共済費まで、いずれも人事異動等によるものでございます。

14目緊急支援金事業費、22償還金利子及び割引料、国庫補助金等返還金37万9,000円、こちら令和5年度の非課税世帯の給付金事業の事務費分の精算でございます。11ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費、2節給料から4節共済費まで、いずれも人事異動等によるものでございます。

12ページ、4項選挙費1目選挙管理委員会費、こちらも2節給料から4節共済費まで、人事異動等による増減でございます。18節負担金補助及び交付金、十勝町村選挙管理委員会連合会負担金4,000円、こちら負担金額の確定によるものでございます。

続きまして、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、2節給料から4節共済費まで、人事異動等によるものでございます。

2目老人福祉費3節職員手当等勤勉手当50万2,000円、こちらも4節共済費10万円、同じく人事異動等によるものでございます。

2項児童福祉費2目児童福祉総務費、2節給料から4節共済費まで、いずれも人事異動等によるものでございます。

16ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、こちら2節給料から4節共済費まで、人事異動等による増減でございます。

2目保健衛生施設費、12節委託料157万5,000円、こちらは公衆浴場のラインポンプが2台及び給水量の調整弁の交換、いずれも故障によるものでございます。

3目予防費、12節委託料各種予防接種398万9,000円。資料ナンバー7を御覧ください。新型コロナウイルスワクチンの接種費用、338人分でございます。19節扶助費14万2,000円、こちら同じくほかの医療機関で接種した分の償還払いでございます。12人分を計上しております。

5目診療所費、27節繰出金9万円、診療所特別会計への繰出金でございます。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費、2節給料から4節共済費まで、人事異動等によるものでございます。

2目農業総務費、2節給料から4節共済費まで、人事異動等によるものであります。

4目畜産業費、18節負担金補助及び交付金、家畜防疫事業負担金160万3,000

円。こちらは家畜伝染病対策として、令和5年度に使用した経費を、町、農協、町内の家畜飼養者の3者で均等に負担し、精算するものでございます。自衛防疫組合の互助基金への負担金となります。家畜糞尿共同処理施設運営支援事業補助金、資料ナンバー8を御覧いただきたいと思ひます。こちらはバイオガスプラントへの運営費の支援として、陸別町農業環境支援公社へ補助するものでございます。

5目農地費、18節負担金補助及び交付金、北海道土地改良事業団体連合会負担金1万円、道営土地改良事業地元負担金292万5,000円、トマム地区の道営農地整備事業の事業費が、道営事業でござひますが、増加したことによる負担金の増でござひます。

8目農畜産物加工研修センター管理費、4節共済費1,000円の減、こちらも人事異動等によるものでござひます。

2項林業費1目林業振興費、18節負担金補助及び交付金637万5,000円、こちらに記載してあります二つの事業とも、森林環境譲与税事業でござひます。令和6年度、民有林の国の補助の採択が見込みより大きく減少したため、公共事業で森林整備を予定していた山林所有者に対し、私有林整備事業の予定額を当初より増やしまして施行するものでござひます。これにより、公平な条件で事業を実施できることとなります。837万7,000円を私有林整備事業として計上いたします。また、森林作業道補修事業につきましては、作業の確定と見直し等により、200万2,000円の減となります。いずれの事業とも、陸別町森林組合と協議を重ね、なお、財源としては森林環境譲与税基金からの繰入金を計上してあります。

2目狩猟費、18節負担金補助及び交付金、有害鳥獣駆除従事者育成補助金38万3,000円、こちらは猟銃の狩猟免許の取得分として、当初1名のところ2名追加してござひます。わなの免許の取得費用、こちらも当初1名のところ4名追加したものでござひます。

7款商工費1項商工費1目商工総務費、2節給料から4節共済費まで、人事異動等によるものでござひます。

21ページ、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、2節給料から4節共済費まで、人事異動等によるものでござひます。

22ページ、9款消防費1項1目消防費7節報償費、退職報償金71万9,000円、退職消防団員2名分でござひます。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、2節給料から4節共済費まで、人事異動等によるものであります。

5項保健体育費3目学校給食費、3節職員手当等は、人事異動等によるものでござひます。

24ページから28ページまでは、給与費明細書をつけてござひますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

続いて5ページ、歳入となります。

2款地方譲与税3項1目、1節森林環境譲与税280万4,000円、こちら歳出で説明させていただきましたが、北海道による試算額が増えたことにより増額となるものがございます。全額、森林環境譲与税基金に積立てるものがございます。

10款地方交付税1項1目、1節地方交付税806万円、歳入歳出の財源調整分として計上してございます。これにより、普通交付税が昨年度と同額だと見込むならば、2億86万5,000円の留保となります。

14款国庫支出金2項国庫補助金6目教育費補助金、2節中学校費補助金、学校施設環境改善交付金366万5,000円の減、こちら中学校体育館のLED工事でございますが、補助金が未採択となったことによる減額でございます。

16款財産収入1項財産運用収入2目1節利子及び配当金48万5,000円、株式会社りくべつの配当金、97株で1株5,000円でございます。全額、ふるさと整備基金に積立てるものがございます。

2項財産売払収入1目不動産売払収入1節土地売払収入、町有宅地分譲地売払収入195万4,000円、資料ナンバー6を御覧いただきたいと思っております。3区画で1平米の単価が1,872円となります。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金、1節総務費寄附金として、ふるさと整備資金32万4,000円、ふるさと銀河線跡地活用等振興資金1万1,000円、2節農林水産業費寄附金、こちらいきいき産業支援資金1万1,000円、3節教育費寄附金、給食センター管理運営資金4万円、スポーツ振興資金1万1,000円。

18款繰入金1項基金繰入金10目森林環境譲与税基金繰入金637万5,000円、歳出で説明させていただきました、私有林整備事業に充当することとなります。

11目1節地球温暖化対策基金繰入金2,800万円、こちらはバイオガспラント運営補助事業に充当しております。

20款諸収入4項3目8節雑入、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金290万5,000円、350人分でございますが、国からの助成金でございますが、補助金ではなく基金管理団体を経由しての助成金となるため、雑入の入金となります。

21款町債1項町債1目1節総務債、過疎地域持続的発展特別事業30万円、こちらは配分額の増でございます。4目農林水産業債1節農業債、トマム地区農地整備事業300万円、こちら歳出で説明済みでございますが、道営事業の増になったものがございます。8目教育債1節学校教育施設整備債360万円、こちら中学校の体育館のLED改修でございますが、国の補助事業が未採択となったため、その不足分を過疎債で対応するものがございます。記載につきましてはいずれも過疎債でございます。

以上で歳入を終わります。4ページ、第2表地方債補正となります。

変更箇所は、いずれも限度額の増額変更でございます。過疎対策事業として、一番上、過疎地域持続的発展特別事業6,020万円から6,050万円、30万円の増で

ございます。中段より上でございます。トマム地区農地整備事業1,900万円から2,200万円、300万円の増です。最下段、中学校体育館LED改修事業、730万円から1,090万円、360万円の増です。

以上で、議案第49号の説明を終了し、続いて議案第50号を説明したいと思います。

議案書1ページを御覧ください。

議案第50号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

5ページ、歳出をお開きください。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費、2節から4節まで、人事異動等によるものでございます。

続きまして、2款医業費1項医業費3目医薬品費10節需用費440万8,000円、こちら新型コロナワクチンの購入費で、380人分、単価1万1,600円でございます。

以上で、歳出を終了し、7ページから10ページまでは給与費明細書になっておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

続きまして、4ページ、歳入を説明させていただきます。

1款診療収入3項その他診療収入1目1節諸検査等収入、予防接種等収入581万4,000円、こちらコロナワクチン接種にかかるものでございまして、380人分の収入を見ております。内訳として定期接種338人、任意で42名となっております。

5款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金、財政対策分9万円、こちら歳入歳出の調整分となります。

以上で、議案第49号から議案第50号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） これから、議案第49号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、8ページからを参照してください。

1款議会費8ページから、3款民生費16ページ上段まで、質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 2款総務費以降の第3節職員手当の住居手当の関係について、

お伺いしたいと思います。

5月22日、北海道の103市町村の地方公務員の持家手当支給の現状が、北海道新聞の1面の記事として掲載されておりました。陸別町の多くの町民の皆さんも、御購読されていることと思います。持家手当を月額1万円以上支給している道内自治体において、月額1万円以上の支給の十勝管内の自治体は17自治体となっており、その中で陸別町は1万9,000円支給額と、道内最高額の支給となっておりましたが、総務課へ確認し、また給与条例を確認いたしましたけれども、住宅建築後7年は1万9,000円で、8年目からは1万7,000円であるということでありました。持家手当については、人事院勧告では2009年に廃止を勧告し、政府は直ちに国家公務員については支給をやめ、全国の自治体へも廃止を基本とした見直しを進めるように通知しております。

公務員の持家手当廃止の理由については、調べてみますと二つありまして、一つとしては、公務員の個人資産に対して税金で手当するのは、公務員の手当としては問題があるということと、もう一つは、突き詰めると家の修繕費の補助という、理屈以外の説明がつかないというような2点でありました。この新聞の記事によりますと、陸別町の担当者は過疎化が進み、退職後の職員の定住化対策として、支給しているというようなことでありましたけれども、新聞報道だけでは本来の支給の理由とは違うかもしれません。

そこで持家手当については、町職員の労働組合が労使間で協議し、勝ち取った既得権であるというふうに思いますので、持家手当自体については、私は反対の立場ではありません。しかし、町民の皆様からすると、地方公務員の給与は国の基準に並ぶように人事院勧告で示されているので、持家手当は支給反対であると思われる方もいると思われます。しかし、陸別町の給与は国の給与を参考として、各自治体の条例により決定しており違いがあるため、最近の十勝管内の自治体の給与を同一基準で比較するラスパイレ指数を調べてみました。

令和5年4月1日現在の調べでは、国の行政職俸給月額を100とした場合、十勝管内18町村で、陸別町は95.7と、下から2番目でありました。つまり十勝管内の自治体で、職員の給料は下から2番目ということになっております。このことから、町職員の持家手当が道新掲載の退職後の定住対策以外の理由があると思いますので、この議会で町民に対し、なぜ持家手当支給が必要なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 住宅手当、特に持家手当でございますが、現状をまず説明させていただきます。

まず、現在一般職員用の職員住宅はございません。職員住宅で持っているのは医療職、診療所の先生などの物を持っております。従いまして、職員は所得制限により公営住宅に入れませんので、賃貸住宅への入居、これが一番に考えることでございます。そ

のような中で持家手当により、現在まで職員の持家を促進し、議員説明されたとおり、定住化対策・人口減対策を目指すということで、その中で二次的な効果として、住宅を建設する者がいるのであれば、地域振興並びに固定資産税の増、そのようなものも二次的には効果があるのかなど、そのように過去から判断し、現在に続いているところでございます。議員、おっしゃられたように定住化対策という言葉が、一番の持家手当の目的でございます。

もう一つ、議員の今、説明されたラスパイレス指数との関係でございますが、これは陸別町、十勝管内で2番目に低いということでございます。給料月額を比較しているものでございます。その中で一つの考え方でございますが、例えば十勝管内の町村に就職したいと、そのような人がいるという場合、その方が参考にする条件の一つに、このラスパイレス指数もちろん公表されておりますので、これもその人が参考にする可能性もあるのかなど、一面では考えております。

当然そうなりますと持家手当、この支給状況も十勝管内バラバラでございますので、これについても、そういうふうに希望される方の選考の条件の一つになる可能性も高いのかなど、そのように考えております。それらが、そういう方が希望する条件の全てではございませんが、やはり人材確保の面でも一定の効果は、現在まであったのかなというふうに考えるところでございます。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 今、副町長が説明した経緯のとおりであります。やはり職員の定住というものに関して、これはまた法律上も定めてありますが、強制でもありません。ただこれは政策の中に来たのかなど。平成21年、15年前に、国の手当が廃止になったときも、陸別町でどうするのかという議論が進められてきたのかなど思っております。

今、副町長が説明したように職員採用にあたり、人材不足の中に、一定の効果があるのかなど思っております。今議員がおっしゃるとおり、この部分に関しては、陸別町の定住というところで、非常に大事な部分であるとは思っております。ただ、今後は北海道なり、十勝管内の様々な首長たちと意見交換をしながら、今後どうあるべきかということ、検証する時期には来ているのかなど思うのですが、今、これを廃止してだとか、減額するだとか、様々なことを今すぐやるという、今の現時点の考えは持っていません。

ただ、今後、環境も変わってきているところもありますし、その環境が変わってきている部分と、陸別町にとってどう移住・定住をしていただくかという部分のバランスを取りながら、町民の皆さんに御理解いただけるような、これからの政策をしていかなければいけないかなどいうところが今の段階でございます。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） やはり定住化対策というようなことでありますけれども、私は

職員の給与に関する条例を確認させていただきました。あくまでも退職後の定住化対策で支給しているのであれば、条例にその記載があってもよいのではないかと思います。第17条の2に住宅手当の定めが記載されていますが、その旨、退職後の定住に関する旨は書かれておりませんでした。

定住のためとなれば、陸別町外に住宅を建てた場合、それか、今まで手当というのは支給されていないのか、また今後、住宅手当は町外に建てた場合は出さないのかということ、理解してよろしいのか、伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 現在の状況でございますが、今の条例等の中では、町外に住む者を規制するものは議員御承知のとおり、何もございません。今の現行の状態では、例えば町外で家を建てたと、それについても住宅手当を出さなきゃならないという規定にはなっております。ただし、過去にそういう人がいたのかということでございますが、おりませんでした。この辺につきましても、いろいろ検討を重ねる時期、先ほど町長が言われたように、それもひっくるめまして、様々なことで検討を加えさせていただきたいと思います。そのように考えております。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 令和6年度におきましては、経費節限を町長は全面に出し、予算を策定しております。私は、ラスパイレス指数を見させていただいて、何とか国家公務員レベルの100近くまで、陸別町の職員の給料を上げるべきと考えておりますが、まずはそれよりも先に町内の企業の活性化を促し、人口減少を最小限にし、町外からの陸別町への多くの陸別町の担い手を集めることが、まずは必須条件であるというふうに思います。

我々議員の仕事でもあり、町職員についても、町長の公約の中に入っております役場をワンチームにという公約のもとにおいて、直接町長に対し庁内活性化の提案の場があるというふうに聞いております。ぜひとも陸別町の未来のために、職員の提案を聞いていただき、陸別町の活性化を考えていただき、退職後、陸別町への定住化のためだけでなく、国家公務員レベルの給料に支払えるように、職員の能力を最大限生かしていただきたいと思っておりますが、どうお考えでしょうか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員の御指摘のとおり、陸別町の職員給料、先ほど御説明いただいたとおりなのかなと思っております。私自身、まず給料を上げるとか下げるとかではなくて、陸別町のワンチームということは、町民に信頼される、頼られる役場ということ、言わせていただいております。まず、職員が、みんなこれからの陸別町に対する、どうあるべきかという意識改革をまずした上で、様々な次のステップに行かなければいけないことなのかなというのが、僕の今の現時点のことです。

財政上の問題もありますので、ここで先ほどのラスパイレス指数の話ですが、国のレ

ベルまでというのも、そういう御指摘もあってしかるべきかなとは思っておりますが、現時点では町民に信頼される役場、そして役場職員、そして私自身も町長として信頼されるような町長になるということで、皆さんに申し上げますが、そういうところを信頼獲得をしていきたいと思っております。

定住対策の中で、今回、新聞にこういうふうに出まして、このルールの中とか、いろいろそこでどうあるべきかというのは、一度先ほど言ったように、きちっと整理する段階に来ているのかなと思っておりますが、ここでいきなりこのやめるだとか、どうだこうだというものになると、また混乱も招きますので、先ほど副町長説明したとおり、今後検討等々を進めていきたいというのが、今の現時点の考えであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、4款衛生費16ページ中段から、6款農林水産業費20ページ上段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、7款商工費20ページ中段から、10款教育費23ページまで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳出全般について行います。

ただし、款ごとの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、5ページから7ページを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

4ページを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、以上で、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第49号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第50号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから6ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第50号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（久保広幸君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時38分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員